

説明会開催日時

- ・R5.8.1 etto宮島交流館 15:00～ 18:30～
- ・R5.8.2 etto宮島交流館 15:00～ 18:30～
- ・R5.8.7 宮島まちづくり交流センター杉之浦 18:30～

## 宮島地域住民を対象とした説明会

「千年先も、いつくむ。」プロジェクト、住民用課税対象外証明書の発送時期など



ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

# 「千年先も、いつくしむ。」プロジェクト



## 宮島まちづくり基本構想（概要版配付）

# 「千年先も、いつくしむ。」プロジェクト

廿日市市では、「宮島まちづくり基本構想」を道標として、宮島に「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地域づくりをめざしています。

それらの取り組みを「千年先も、いつくしむ。」プロジェクトと命名し、先人から受け継がれてきた宮島の普遍的価値や魅力を「宮島ブランド」として、広く国内外に向けて発信します。

「千年先も、いつくしむ。」プロジェクト

特設WEBサイト：<https://another1000years-miyajima.jp>



## ～ プロジェクトステートメント（コンセプト） ～

はるか昔から、神が宿ると崇められてきた宮島に、  
巖島神社が創建されたのは1400年前のこと。  
やがて、島を守る人の営みがはじまり、  
神と、自然と、人が、ともに生きる奇跡の循環を繰り返してきました。  
これから訪れる人にも、住まう人と同じように、  
島の守り人になってもらいたい。それが、宮島の願いです。

原生林に息づく無数のいのち。  
月と海の鼓動がもたらす潮の満ち引き。  
匠の知と技が宿る海上の神殿。  
時を超えて受け継がれる文化の香り。  
気高く、美しく、尊い、宮島のすべてを未来へつなぐために、  
今を生きる私たちが誇りを持って、できることをはじめませんか。

神をいつきまつる島を、千年先も、いつくしむ。  
その願いが一つになれば、世界の宝「宮島」を未来に届けることができます。

千年先も、  
いつくしむ。

宮島  
MIYAJIMA

## < プロジェクトロゴ >

神の島として崇められてきた宮島の「島」の字に、慈しむ心をシンボライズした希望の光を重ね合わせ、神と自然と人が奇跡の循環を繰り返してきた「神宿る島」を表現したものです。

その光は、宮島を想うすべての人を包み込み「宮島自体を御神体として大切にし、慈しんできた宮島に住まう人の心と一つになって、宮島を次世代に引き継いでゆく。」という願いがこのプロジェクトロゴに込められています。

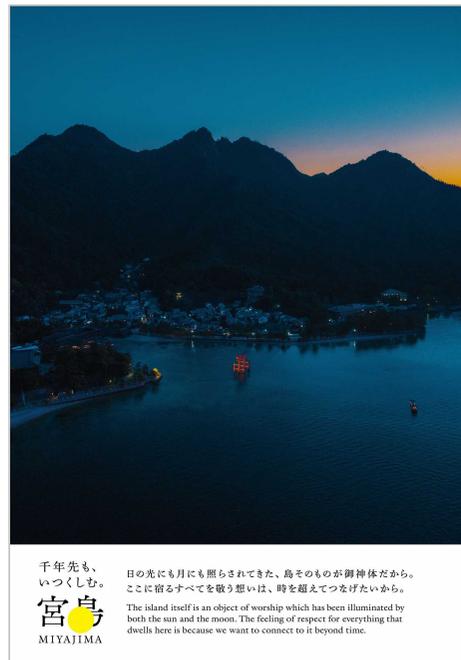
これから先、宮島の明るい未来をみんなで作っていくための旗印です。

## ■プロジェクト宣言ポスターとプロジェクトポスター（ポスターサイズ：A2（420×594）、B2（515×728）の2種類）

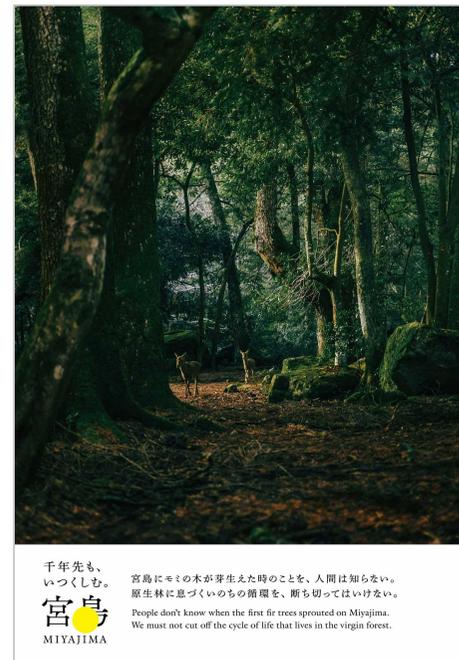
宮島の原点である「神をいつきまつる島」の姿を伝え続けるための本プロジェクトの始まりを宣言するポスターと、本プロジェクトの思いを表現したプロジェクトポスター（3種）を公開。御神体として変わることなく受け継がれてきた島の姿や、命の循環を断ち切ることなく守り続けてきた自然、神と共にある日々の暮らしなど、宮島を崇め慈しむ思いをそれぞれに表しています。



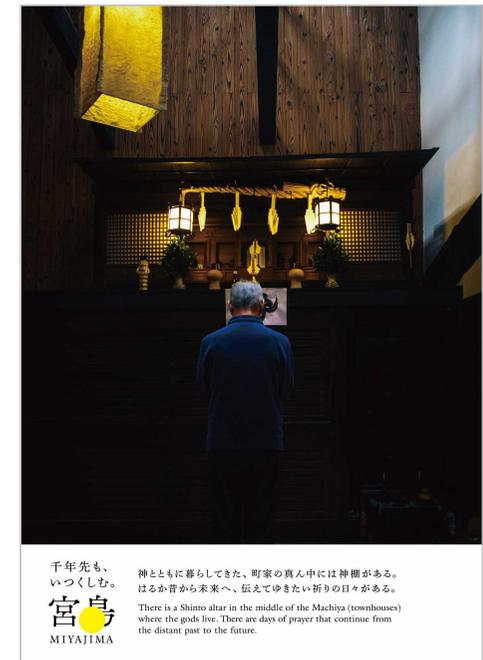
< プロジェクト宣言ポスター >



< 御神体篇 >



< 自然篇 >



< 祈り篇 >

## ■プロジェクトムービー（3分、60秒、30秒の3種類）

宮島の原点である「神をいつきまつる島」の姿を伝えるプロジェクトムービーを公開。宮島に住まう人が、宮島自体を「神」として崇め、慈しみ、その心が日常生活にも溶け込んでいるからこそ、約1400年もの間、宮島の普遍的価値や魅力である「自然・文化・歴史」が受け継がれてきました。その「宮島らしさ」を国内外へ発信し浸透を図るための動画を制作しました。

この動画では、ご神体として崇め慈しまれてきた宮島の自然や、文化の彩り（香り）を、プロジェクトステートメントを昇華させたオリジナルの楽曲に乗せて紹介しています。



<動画視聴リンク> 廿日市市公式YouTube : <https://youtu.be/z7XY0wlgU60>

## 「千年先も、いつくしむ。」プロジェクトムービー

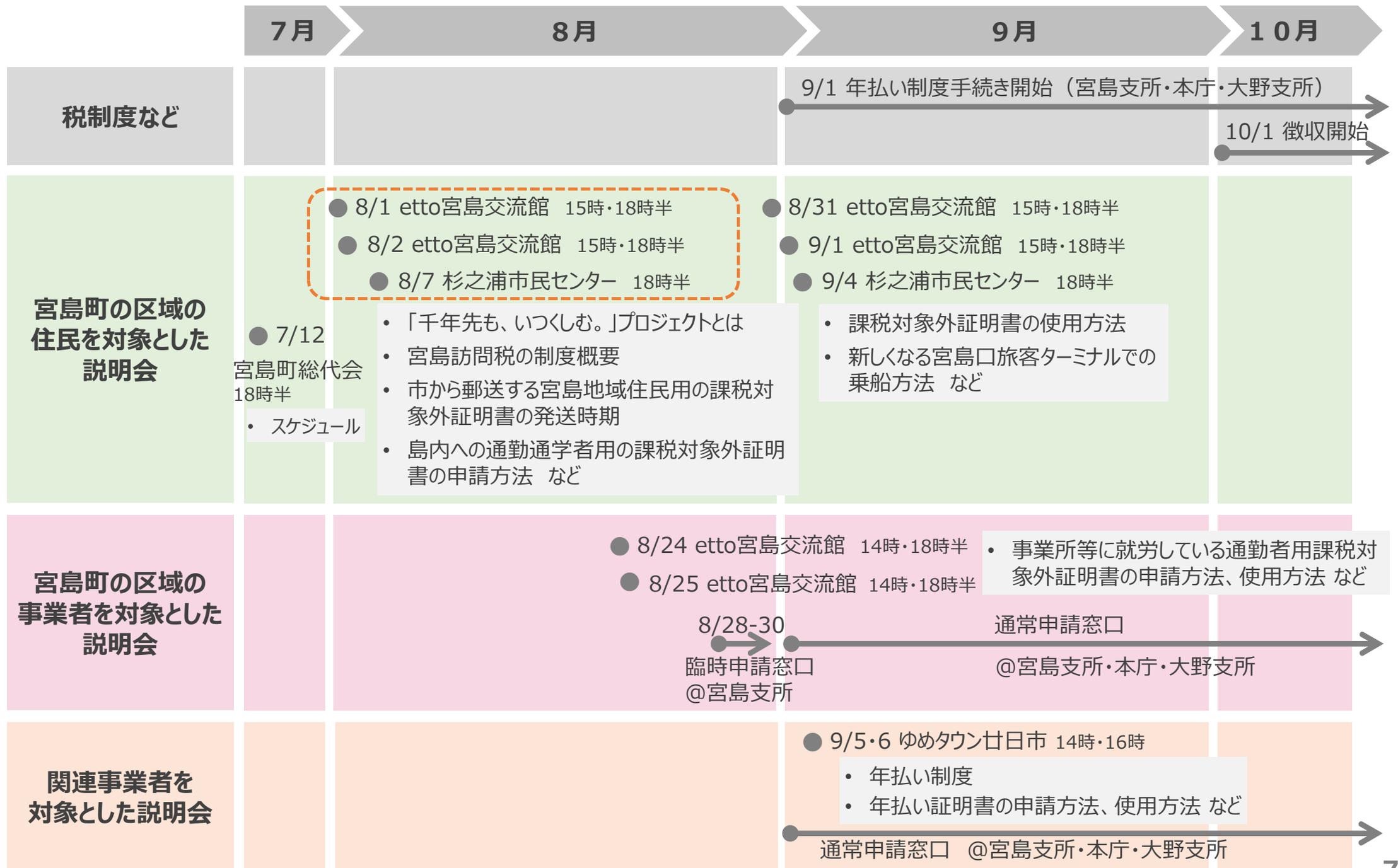
<動画視聴リンク> 廿日市市公式YouTube : <https://youtu.be/z7XY0wlgU60>



# 宮島訪問税



# 宮島訪問税徴収開始までの説明会スケジュール



# 宮島訪問税の概要

新設の理由	<p>世界遺産を擁する宮島では、国際観光地としての受け入れ環境の整備が求められ、宮島地域以外の外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は全国標準を上回る行政サービスとなっている。</p> <p>厳しい財政状況の中でも引き続き、観光客などの多くの来訪によって発生・増幅する行政需要に対応していくため、宮島訪問税を新設するもの。</p>
種類	法定外普通税（観光客などの多くの来訪によって発生・増幅する行政需要に活用）
徴収方法	特別徴収・申告納付
課税客体	船舶により宮島町の区域に訪問をする行為 ※ 訪問とは、宮島町以外の区域（公有水面を除く。）から宮島町の区域（公有水面を除く。）に入域することをいう。
課税標準	船舶により宮島町の区域への訪問をする回数
納税義務者	訪問者 （訪問者とは、旅客船舶により訪問をする旅客その他の者（旅客船舶の乗員を除く。）又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。） （1）宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者（48時間/月以上の就労があること） （2）宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等（48時間/月以上の修学があること）
税率	■ 訪問者が訪問をするごとに1人1回につき100円 ■ 1年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者1人1年ごとに500円
課税免除	■ 未就学児 ■ 学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人 ■ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障がい者
その他	条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宮島訪問税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

## 1. 課税対象外となる宮島地域住民の要件

- ❑ 住民基本台帳法上の住所が、「宮島町」であることが条件となります。
- ❑ 基準日は、住民基本台帳法上の届出をした日（住民票に記載された日）となります。



- ❑ 実際に宮島町に住んでいても、宮島町以外に住民票があれば宮島訪問税がかかります。宮島訪問税の課税対象外証明書が必要な方は、生活の本拠がある宮島町に住民票を移す必要があります。

## 2. 住民用課税対象外証明書

- ❑ 宮島地域の住民の方は、市が管理している住民基本台帳法に登録されたデータ（7月1日時点の住民票）をもとに、住民用課税対象外証明書を住所地に普通郵便で送付します。【8月下旬に発送予定】（※ 7/2以降の異動があった場合は、追加送付します。）
- ❑ フェリーに乗船する際には必ず携帯してください。
- ❑ 紛失した場合は、速やかに市役所本庁課税課又は宮島支所、大野支所のいずれかにお申出てください。再発行の手続きを行います。

### おもて面

宮島訪問税 課税対象外証明書 (宮島住民)

ID: 1 2 3 4 5 6 7 8

氏名 廿日市太郎 生年月日 平成12年12月31日

住所 広島県廿日市市宮島町XXXX・アパート名、号室

有効期間 令和-5 (2023) 年10月-1 日から  
令和10 (2028) 年-9 月30 日まで

表記の者は宮島訪問税条例第3条第2項第5号に規定する課税対象外の者であることを証する。

令和 5年 9月 1日 廿日市市長

### うら面

(注意事項)

- ・この証明書は、有効期間内に限り、券面に記載された方のみ使用できます。
- ・万一、不正利用があった場合は、法令により処罰の対象になります。
- ・この証明書の使用にあたり、本人の確認ができる書類等の提示を求めることがあります。
- ・券面に記載された氏名・住所等に変更や誤りがあった場合は、廿日市市役所までお申し出ください。
- ・資格を喪失した場合は、この証明書を廿日市市役所にお返しください。
- ・証明書を紛失された場合、所定の手続きにより再発行いたします。
- ・この証明書は、折り曲げたり穴を空けたりしないでください。
- ・問い合わせ先 廿日市市役所 0829-20-0001

持続可能な宮島を、みんなのチカラで。  
Working together for a sustainable Miyajima.

宮島 千年先も、  
MIYAJIMA いっくしむ。

宮島住民の方の課税対象外証明書の有効期限は、一律、税導入から5年後の令和10年9月30日となります。

JR西日本宮島フェリー、宮島松大汽船に乗船する際には券売機又は改札窓口等でQRコードを読み取らせ課税対象外であることを確認します。

\* 実際の証明書には、偽造防止の技術を取り入れています。

# 【参考】課税対象外となる宮島地域に通勤・通学する者

## 1. 課税対象外となる宮島地域への通勤・通学の要件

- 課税対象外となる宮島地域への通勤・通学者は、次の要件を満たす場合です。

要件1

- 地方税法上の宮島町の区域内にある事務所・事業所であること。

宮島町の区域にある事務所等が、法人市民税（市税）、事業税（県税）による事務所等として認定されている必要があります。

要件2

- 左記の事務所・事業所に月48時間以上就労していること。学校の場合は月48時間以上修学していること。

市が定める様式に就労・修学者の名前、住所、就労・修学状況等を記入し、その内容について雇用主・学校長が証明する必要があります。

おもて面

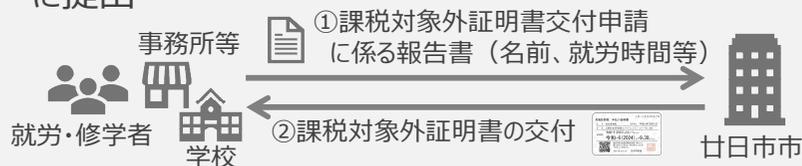
ID: 1 2 3 4 5 6 7 8	
宮島訪問税 課税対象外証明書 (通勤)	
氏名	廿日市太郎 生年月日 平成12年12月31日
住所	広島県廿日市市下平良一丁目XXマンション・アパート名、号室
有効期間	令和-5(2023)年10月-1日から 令和10(2028)年-9月30日まで
	表記の者は宮島訪問税条例第3条第2項第5号に規定する課税対象外の者であることを証する。
令和5年9月1日	廿日市市長 

## 2. 申請方法

- 課税対象外証明書の申請方法は、㊦事務所・事業所、学校が該当する就労・修学者分をまとめて市に申請する方法と、㊧就労・修学者の個人が市に申請する方法の2つの方法があります。

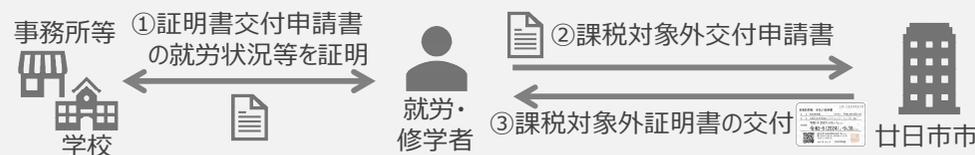
㊦事務所等申請

- 事務所等が該当する就労者等全員の名前等を記入した課税対象外証明書交付申請に係る報告書を市に提出



㊧就労者等申請

- 宮島町の区域内にある事務所等の就労等証明を取得し、市に提出



## 3. 宮島町の区域内で事業を営む事業者を対象とした説明会と臨時申請窓口の開設

- 宮島町で事業を営んでいる方、宮島町の事業所等で労務を担当している方を対象にした説明会を開催します。
- 通勤者用課税対象外証明書の申請方法を説明しながら、申請を受け付けます。電子申請システムによる申請も可能です。

説明会

8/24・25  
(木) (金)



・14:00～  
・18:30～



etto宮島交流館 ホール

※ いずれも同じ内容です。

臨時  
申請  
窓口

8/28～30  
(月) (水)



・10:00～17:15



宮島支所 1階窓口

※ 9/1以降は、通常窓口で宮島支所、市役所本庁（課税課）、大野支所で申請を受け付けます。10

千年先も、  
いつくしむ。

宮島

MIYAJIMA

持続可能な宮島を、みんなのチカラで。

宮島訪問税 2023年10月1日開始